

入札参加資格者 各位

建設工事入札案件における積算疑義申立手続きについて

現在、一般競争入札及び指名競争入札（予定価格事前公表を除く）で実施している積算疑義申立手続きの手続き方法を、電子メールによる積算疑義申立書の提出に統一します。

1. 対象案件

建設工事入札案件（予定価格事前公表を除く）のうち、次の工種を対象とします。

土木一式工事 ほ装工事 造園工事

※個別の入札公告又は入札通知書に対象案件であることを明示します。

2. 手続方法等

(1) 手続き対象者

- ・当該案件の入札参加者（辞退、棄権等入札額を提示しなかった者を除く）に限って、積算疑義申立てを行うことができます。

(2) 開札結果公表の保留と予定価格の通知

- ・開札日に開札結果の公表を保留し、予定価格（税抜）を対象者全員に通知します。
- ・対象者宛てに「保留通知メール」を送信します。

(3) 疑義申立方法

- ・局の積算に誤り等があると思われる場合は、『積算疑義申立書（ワード形式）』（第1号様式）を開札日（保留通知日）翌日の午後1時までに経理課に電子メールにより提出ください。

提出の際は、具体的な項目を示す自社の積算書など必要な資料をあわせて添付してください。

（注意）

※「電子メールアドレス」は「保留通知メール」で指定します。

『積算疑義申立書』の提出がない場合、入札事務を続行します。

(4) 手続き期間

- (i) 開札日（保留通知日）の翌日午後1時までに電子メールにより提出。

（開札日の翌日が土日、祝日の場合は直近の局開庁日）

⇒疑義申立者には別紙2で受付完了を電子メールで返信します。

- (ii) 提出期限を過ぎた『積算疑義申立書』は受け付けません。

(5) 疑義申立ての対応

①積算疑義申立てがない場合

- ・積算疑義申立期間の経過後，速やかに「落札者の決定」と「開札結果の公表」を行います。

②積算疑義申立てがある場合

【積算誤り等がない場合】

- ・速やかに「落札者の決定」と「開札結果の公表」を行います。

【積算誤り等が判明した場合】

・入札続行

局の積算を見直して、「最低制限価格に変更がない」又は「変更があったとしても開札結果に変わりがない」等，局が入札を続行することが妥当と判断した場合，速やかに「落札者の決定」と「開札結果の公表」を行います。

・入札中止

上記以外は入札を中止します。

積算誤りの内容と入札の中止について速やかに公表します。

【疑義内容の公表】

- ・疑義内容と回答，内容精査後の対応結果は水道局ホームページに掲載します。

3. 留意事項

- ・「金額入り設計書閲覧請求」は実施しておりません。
- ・積算疑義申立ては、「誤りだと思われる具体的な項目」以外は一切受け付けません。
- ・単に「自分が想定した予定価格と合わない」等は疑義の対象としません。
- ・具体的な項目を示す「自社の積算書，他資料等」を添付してください。

4. 実施期間

平成28年4月1日以降の公告・通知案件から手続き方法を統一します。

(宛先)新潟市水道事業管理者

所在地
会社名
代表者
担当者
連絡先 ()
E-mail

積算疑義申立書

下記のとおり建設工事の入札に係る積算等について、疑義申立てをします。

工事番号・工事名	
疑義内容(局の積算等に誤りがあると思われる具体的な項目)	

注1 疑義の具体的な項目を記載してください。

また、具体的な項目を示す「自社の積算書、他資料等」を添付してください。

※単に「自分が想定した予定価格と合わない」等は疑義の対象としません。

注2 疑義申立ては電子メールに限ります。

この「疑義申立書(ワード形式)」で作成してください。

また、当該案件の指定したメールアドレスに送ってください。

電子メールの題名は「疑義 ○○第○○号(工事番号を記載)」等としてください。

注3 疑義申立期間を過ぎた場合は、受付けしません。

様

新潟市水道局
総務部経理課
(担当: 契約係)

積算疑義申立ての受付完了について

下記建設工事の入札に係る積算等の疑義申立てを受付けました。
疑義への回答については、水道局ホームページ(事業者窓口→水道局入札→入札(工
事・建設コンサル→積算疑義申立結果)に掲載します。

工事番号・工事名	
疑義内容(局の積算等に誤りがあると思われる具体的な項目)	